

令和元年度（2019年度）第2回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2019年5月30日（木）午後1時30分開会
場 所：北海道第二水産ビル8階8BC会議室

1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、8名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境局長の相田よりご挨拶を申し上げます。

○相田環境局長 大変お疲れさまです。今紹介がございました環境局長の相田です。

令和元年度第2回環境影響評価審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより本道の環境保全策の推進にご理解とご協力をいただいておりますこと、さらには、本日はこのたびの審議会の委員改選後初めての審議会ですが、快く委員をお引き受けいただいたことについて重ねてお礼を申し上げます。

さて、今月から令和と元号が変わり、新たな時代の幕あけとなりましたが、昭和53年、全国の自治体で2番目、都道府県としては一番最初に北海道にアセス条例が制定されてから40年余りが経過いたしました。この間、環境問題も、公害と称されるような大気汚染、水質汚濁に関するものから、生物多様性の保全、さらには、地球温暖化に代表されるような地球環境問題へと時代とともに変化しているところです。また、環境アセスの対象事業につきましては、以前は、工業団地や住宅団地の開発、高規格道路やダム建設、リゾート開発などが専らでしたが、近年では、固定価格買い取り制度、いわゆるフィード・イン・タリフの制度の導入を背景に、風力発電事業が非常に多く見られるようになり、この傾向は当面は続くものと見込まれております。

再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化防止の観点などから、今後も導入が期待されておりますが、一方で、バードストライクの発生、騒音、景観への影響があります。もちろん、こうした環境影響をできる限り回避、低減し、環境に配慮した計画としていただくことが導入の前提となります。

風力発電事業に限った話ではございませんが、大規模な開発事業を環境により配慮したものに導いていくため、アセスメント制度の適切な運営が求められておまして、とりわけ、専門的な見地からアセスの図書の内容の精査、審議をお願いしております審議会の皆様の役割は非常に重要だと考えております。

大変恐縮でございますが、案件が大変多くなっております。委員の皆様には何かとご負担をおかけすることが多いですが、それぞれご専門の点に関し、アセスの基本である科学

的、客観的な観点からのお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会に当たっての私からのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（武田主幹） 本日は、委員改選後初めての審議会となりますので、ご出席の第21期審議会委員の皆様を事務局からご紹介させていただきます。

五十音順に参ります。

初めに、河野時廣委員です。

白木彩子委員です。

隅田明洋委員です。

高橋英明委員です。

玉田克巳委員です。

東條安匡委員です。

山下竜一委員です。

吉中厚裕委員です。

なお、本日、秋元委員、秋山委員、押田委員、笠井委員、露崎委員、奈良委員、三谷委員からはご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、私ども事務局の紹介をさせていただきます。

まず、竹澤環境計画担当課長です。

中村主査です。

小峰主査です。

佐藤専門主任です。

最後に、私は主幹の武田です。よろしくお願いいたします。

なお、相田局長は、業務の都合のため、ここで退席させていただきます。

それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1から資料1-3、資料2-1から資料2-4、資料3-1から資料3-4、資料4-1から資料4-4です。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

それでは、新しい委員の方がいらっしゃいますので、お手元の資料をもとに、この審議会について若干ご説明させていただきます。

本審議会は、資料1-1の北海道環境影響評価条例、資料1-2の北海道環境影響評価条例施行規則、資料1-3の北海道環境影響評価審議会運営要綱に基づいて運営しております。

資料1-1の18ページの条例第56条をごらんください。

ここに、「この条例によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び知事の諮問

に応じ環境影響評価に関する重要事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、北海道環境影響評価審議会を置く」という規定となっております。

続きまして、資料1-3の運営要綱の第2条をごらんください。

本審議会の会議は、原則、公開としております。原則としているのは、例えば、希少性の高い動植物の重要な生息・生育情報にかかる審議などは非公開とする場合があるということです。

また、運営要綱の第4条の議事録でございますが、審議会の議事録は、会長が指名する委員2名が、後日、議事録をご確認の上、記名押印していただくこととしております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日は、第21期北海道環境影響評価審議会委員による初めての審議会ですので、後ほど皆様に会長を選出していただくまで、事務局が進行を務めさせていただきます。

議事(1)の会長の選出については、資料1-1の19ページの条例第58条第2項で、委員が互選するとされており、委員の互選により行わせていただきます。

議事(2)は、2回目の審議となる(仮称)松前町札前ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの2次質問とその事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文(案)たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、45分程度を予定しております。

議事(3)は、4回目の審議となる(仮称)江差風力発電事業環境影響評価準備書についてです。事務局からの3次質問とその事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文(案)たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、55分程度を予定しております。

議事(4)は、4回目の審議となる(仮称)えりも風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局からの3次質問とその事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文(案)たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、45分程度を予定しております。

なお、本議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合があります。その際は、傍聴者及び報道機関の方には退室していただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

3. 議 事

○事務局(武田主幹) それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事(1)の会長の選出についてです。

先ほど申しましたように、会長は委員が互選することとされております。

会長の互選方法については、従来、委員の皆様からご推薦いただく方式をとっておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(武田主幹) それでは、ご推薦をいただくという方法で決めさせていただきます。

どなたかご推薦をお願いいたします。

○玉田委員 山下委員を推薦したいと思います。

○事務局（武田主幹） ただいま会長に山下委員をというご推薦がありました、ほかにご推薦はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（武田主幹） それでは、山下委員に会長に就任していただくということでご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（武田主幹） ただいま会長は山下委員ということで決定されましたので、山下委員は会長席にお移りください。

[会長は所定の席に着く]

○事務局（武田主幹） それでは、これからの議事進行は山下会長、よろしくお願いいたします。

○山下会長 ただいま会長に選任されました山下です。よろしくお願いいたします。

私の専門は法律でして、環境アセスの中でも法律の関係についてはある程度わかるのですが、環境アセスはいろいろな知識をもって多面的に審査していかないといけない仕組みです。そのため、委員の方々には、ご自分の専門知識に基づくご意見はもちろんのこと、どのようなご意見でも構いませんので、積極的にご発言をいただければと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

それではまず、資料1-1の19ページをごらんください。

条例第58条第4項では、会長に事故があるときには、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると規定されておりますので、私から河野委員を職務代理者に指名したいと思います。河野委員、よろしいでしょうか。

○河野委員 わかりました。

○山下会長 それでは、よろしくお願いいたします。

次に、資料1-3の1ページですが、運営要綱の第4条に基づき、本日の議事録に署名する2名の委員を指名いたします。

本日は、河野委員と東條委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

では、早速、本日の本題である議事（2）に移ります。

本日2回目の審議となります（仮称）松前町札前ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から2次質問とその事業者回答、関係町長の意見、答申文（案）たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局（中村主査） 使用します資料は、配慮書図書、資料2-1から資料2-4とな

ります。前回の審議会では、本配慮書の概要についてご説明いたしましたが、前回ご出席されていない委員もおられますことから、再度、図書により事業の概要を簡単にご説明いたします。

本事業の事業者は、エコ・パワー株式会社です。

図書の3ページをごらんください。

2-2-3の設置される発電所の出力についてですが、事業規模は単機出力2,000キロワットから4,300キロワットの発電機を22基程度、総出力は最大9万4,600キロワットを想定しているとのことです。

その下に米印で記載がありますが、風車の基数については事業実施想定区域の広さに対する風車の寸法を考慮し、おおむね設置できる基数が決まることから、単機出力が2,000キロワットになった場合においても基数が倍になることはないとのことです。

4ページをごらんください。

事業実施想定区域は、渡島半島の南西部の松前郡松前町であり、赤色の枠で示されているところが風車設置エリアで、青色で示されているところが搬入ルートとなります。

6ページをごらんください。

こちらは航空写真になりますが、風車設置エリアは主に森林地域であることがわかります。西側の搬入道路は松前町の町有牧場の管理道路で、東側は道道となっております。

11ページ以降ですが、どうしてこのような事業実施想定区域になったのか、その検討過程の説明となります。

15ページをごらんください。

外側の枠となりますが、青色の枠で示されている検討エリア内の風況、林道を含む既存道路の状況から、真ん中辺にあります赤色の破線枠のとおりに絞り込みを行ったとのことです。そして、ここから法令等に係る指定地域を確認するとともに、農業地域を除外、風車設置位置として現実的ではない谷部等を外し、さらには、尾根部周辺の等高線に沿って区域を絞り込んだものが22ページの最初にご説明したエリアになるとのことです。

26ページをごらんください。

こちらは、複数案の設定に関する記載です。結論としましては、事業実施想定区域は現時点における事業を実施する可能性のある最大の範囲を示しておりますが、今後の環境影響評価の結果、風況、地形及び地質等を考慮し、事業実施区域の絞り込みが可能であることから、計画段階配慮手続に係る技術ガイドに示される位置、規模の複数案からの絞り込みの過程であり、位置、規模の複数案の一種とみなすことができるとのことです。

27ページをごらんください。

設置予定の風車の概要になります。風車の単機出力が2,000キロワットの場合と4,300キロワットの場合それぞれが示されております。2,000キロワットの場合は、ローター直径が88メートル、風車高さが119メートル、4,300キロワットの場合は、ローター直径が120メートル、風車高さが145メートルを想定しております。

事業計画の概要は以上です。

次に、事業実施想定区域及びその周辺の概況についてです。

62ページをごらんください。

こちらは、環境アセスメントデータベースによる注意喚起メッシュになります。事業実施想定区域については、搬入ルートを含めると四つに分割されまして、1カ所は情報なしですが、残り3カ所のうち、2カ所についてはオレンジ色のA3、残り1カ所は黄緑色のBとなっております。

なお、A3のエリアではチュウヒの生息が、Bのエリアではオジロワシの生息が確認されております。

94ページをごらんください。

重要な自然環境のまとまりの場についてです。植生自然度9以上の自然植生は、チシマザサブナ群団、エゾイタヤシナノキ群落、ヒメヤシャブシータニウツキ群落があります。

95ページをごらんください。

こちらは保安林の関係になりますが、風車設置エリアの大部分を土砂流出防備保安林が占めていることがわかります。

99ページをごらんください。

こちらは、景観資源を示した図です。松前町の沿岸に続く松前段丘や桜で有名な松前公園などが選定されております。

101ページをごらんください。

こちらは、眺望点を示した図です。南側の松前公園を望める松前町第2公園のほか、北側の大千軒岳、また、人と自然との触れ合いの活動の場としても選定されております西側の松前町営牧場などが選定されております。

次に、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果についてです。

185ページをごらんください。

こちらは、本配慮書における配慮事項の選定結果を表にしているものです。表の右側の丸がついているものがこの図書で対象としている項目です。ほかの多くの配慮書案件とも同様に、工事計画については現在検討中であることから、工事の実施による影響は対象外としております。

なお、土地または工作物の存在及び供用による影響についても、影響は極めて小さい、影響を及ぼす存在がないなどの理由から一部を対象外としております。

232ページをごらんください。

こちらは、評価結果のまとめです。事業実施により周辺環境に与える影響を検討した結果、配慮書段階において環境保全措置の検討を行うことにより重大な影響は回避または低減されていると評価しております。

続きまして、資料2-1に移ります。

こちらは、2次質問と事業者回答です。

ここでは、この後にご説明いたします答申文（案）たたき台に関連しているものを中心に
ご説明いたします。

1ページをごらんください。

質問番号1－3です。

インターネットでの公表に関する質問です。1次質問で本配慮書の縦覧期間後の公表について確認したところ、環境省のホームページでの公表を継続するとのことでした。そこで、2次質問では、方法書以降の手続においても同様かを確認しました。これに対して、同様であるとのことです。

2ページをごらんください。

質問番号2－8です。

事業実施想定区域に保安林が含まれていることに関する質問です。事業実施想定区域のほとんどが、先ほどご説明したとおり、土砂流出防備保安林となっていること、過去に戸長川の上流域の農地造成により濁りが発生したことから、保安林解除には相当慎重な対応が求められると思われ、保安林を回避して区域設定するべきではなかったかを確認しております。これに対して、本事業では、尾根部を主体に開発し、斜面部分の開発を可能な限り回避すること、他の場所での事業実績を考慮し、代替施設を適切に設置することにより、環境影響の回避、低減が可能であると考え、保安林を区域に含めた、方法書では、谷部の急斜面を回避するなど、地形を考慮し、区域の絞り込みを行うとのことです。

3ページをごらんください。

質問番号追加2－31です。

事業実施想定区域の絞り込みに関する質問です。事業実施想定区域の西側の搬入路周辺には無立木地があり、風況もよいと思われるが、なぜその場を外し、保安林を伐採するような事業計画としたのかを確認しました。これに対して、当該休耕地は町営牧場であり、松前町から将来的な利用を予定しているとの説明があったことから風車設置エリアから除外したとのことです。

14ページをごらんください。

質問番号4－19です。

動植物、生態系及び景観の評価結果に関する質問です。1次回答において、動植物及び生態系について、配慮書時点で可能な限り区域の絞り込みを行ったことから、重大な影響を回避、低減していると考えている、将来的に配慮書記載の環境保全措置を講じることから重大な影響はないと評価しているとのことから、2次質問では、その評価結果の具体的な根拠について、①として、配慮書時点、②として、将来時点に分けて確認しました。これに対して、①の配慮書時点では、専門家ヒアリングを踏まえて評価した、しかしながら、配慮書段階では現地調査や臨床植生に係るヒアリングを実施していないことから、重大な影響がないとは断定できない、方法書以降においては環境配慮を実施することによって将

来的に重大な影響の回避または低減が可能であるとする、②の将来時点では、現地調査により影響を把握していない段階では影響はゼロとは言えない、方法書以降で詳細な現地調査を実施し、適切な配置や規模を検討するとともに、必要な環境保全措置に留意することによって、今後、重大な環境影響については回避、低減が可能であるとするということです。

また、③では、景観について、風車設定エリアが主要な眺望方向にないとの1次回答に対して、2次質問では、松前公園から松前城や桜を眺望したときに背景に風車が入り込むことがないかを確認しております。これに対して、松前公園については、既存資料調査や松前町との協議において主要な眺望点として挙げられなかったことから、配慮書段階では評価は行わないが、方法書以降においては、指摘を踏まえ、調査、予測及び評価を行うということです。

17ページをごらんください。

質問番号4-34です。

景観の主要な眺望点に関する質問です。①として、松前公園を主要な眺望点に追加し、調査、予測及び評価を行うとの1次回答に対し、2次質問では、①-2のとして、松前公園以外に松前城を望む主要な眺望点がないかを確認しました。これに対して、松前町にヒアリングを実施した結果、松前公園以外に松前城を望む主要な眺望点はないということです。

また、②として、道の駅については松前町へのヒアリングで地域住民が日常的に利用している眺望点として意見がなかったことを理由に主要な眺望点としないとの1次回答に対し、2次質問②として、道の駅は地域住民の日常生活上なれ親しんでいる場所というよりも不特定かつ多数の者が利用している場所として選定すべきではないかについて聞きました。これに対して、道の駅は観光客が多く利用する可能性があることから、方法書以降において眺望点として選定することを検討するということです。

質問番号追加4-42です。

景観の可視領域に関する質問です。①として、隣町の福島町から風車が視認される可能性はないのか、②として、白神岬の展望公園や駐車場から風車が視認される可能性がないのか、③として、図書の228ページの可視領域は図面全体の領域を示したものなのか、それとも、松前町のみなど、条件をつけた図なのかを確認しました。これに対して、①については、福島町からは風車は視認されない、②については、白神岬の展望広場等からは視認される可能性はあるが、調査地域を景観的にほとんど気にならないとされる視野角が1度となる周囲9キロメートルの範囲としていることから主要な眺望点とはしない、③については、図の可視領域は事業実施想定区域の周囲4キロメートル範囲について作成しており、上ノ国町及び福島町との境界で切れているが、これは地形データに基づく解析の結果ということです。

続きまして、関係市町村であります松前町からの本配慮書に対する意見についてです。

資料2-3をごらんください。

平成31年4月1日付で意見照会を松前町に行い、令和元年5月7日に回答がありました。

裏面をごらんください。

五つの項目に対して適正な対応を望むとのことです。

(1)の大気質、騒音、振動については、適切な調査の実施を望むとのことです。

(2)の水質関係については、簡易水道、町営牧場用水の取水地があるため、水の濁りへ留意してほしいとのことです。

(3)の土壌及び地盤等については、土砂の流出等に関して留意してほしいとのことです。特に、下流海域の漁業への影響に対し、留意してほしいとのことです。

(4)の動植物、生態系等については、鳥類への影響に対して留意を、また、保安林機能の保全に努めること、特に、樹林伐採により保水機能が低下することがないように留意してほしいとのことです。

(5)の産業への影響についてですが、こちらは環境保全上の意見ではありませんので、参考意見とさせていただきます。

続きまして、資料2-4をごらんください。

配慮書に対する答申文(案)たたき台についてです。

これまでの審議におけるご指摘やご意見、松前町からの意見を踏まえて整理させていただきました。

まず、前文ですが、従来どおり、1段落目では事業の概要を、2段落目、3段落目では事業実施想定区域における地域特性の概要をそれぞれ整理し、4段落目では、本事業による環境影響を回避または低減するため、次の総括的事項及び個別的事項に的確に対応することを求めています。

次に、1の総括的事項です。

(1)は、最近のほかの配慮書案件と同様の指摘となっております。今後の区域設定、事業規模や風車配置などの検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映されること、その過程において重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合、もしくは、回避または低減できないことを裏づける科学的根拠を示すことができない場合は事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避または低減することを求めています。

(2)は、絞り込みの再検討に関する指摘です。事業実施想定区域の設定に当たっては、検討過程がわかりにくいものであることから、わかりやすい記載にすることを求めています。特に、保安林が事業実施想定区域のほぼ全域を占めており、当該保安林を回避しなかった理由について詳細に記載することを求めています。

(3)は、住民等との相互理解の促進に努めることを求めるもので、これまでの案件と同様の指摘となっております。

(4) は、インターネットを使った利便性の向上に関する指摘です。図書の公開に当たっては、縦覧期間終了後も環境省のウェブサイトで閲覧が可能な状態となっていることから、情報公開に関する一定の配慮は認められるものの、印刷やダウンロードが可能な状態とはなっていないことから、可能な状態にすることなど、さらなる利便性の向上に努めることを求めています。

次に、2の個別的事項です。

(1) は、水質についてです。

配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定されておられませんが、事業実施想定区域には松前町水道水源の集水域が存在するほか、さけます増殖事業が行われ、保護水面にもなっている河川の集水域が存在することから、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、水道水源の水質に影響を及ぼすと考えられる区域を改変区域から除外することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めています。

(2) は、動物についてです。

アとして、事業実施想定区域は、環境省データベースにおいて特に重点的な調査が必要とされる区域に該当すること、また、専門家ヒアリングにおいて希少鳥類に関する情報も得られているほか、区域の南東に位置する白神岬周辺は鳥類の重要な渡りのルートとなっております、このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、鳥類の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上でバードストライクや生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めるものです。

イは、これまでの案件とほぼ同じ内容ですが、動物相の的確な把握、重要種の適切な方法による予測及び評価の実施、さらには、影響の回避または十分な低減を求めるものです。

(3) は、植物及び生態系についてです。

アは、区域内に自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、改変箇所の検討に当たってはそれらの範囲を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することを求めています。特に、保安林については、事業実施想定区域のほぼ全域を占めており、重大な影響が懸念されることから、当該保安林の関係機関と事前に十分に協議した上で事業計画を検討することを求めています。

イは、植物相に関するもので、専門家等からの助言を得ながら、植物相を的確に把握するとともに、重要種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することを求めています。

ウは、生態系に関するもので、これまでの案件同様、注目種については、区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地または生育地の改変を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することを求めています。

(4) は、景観についてです。

主要な眺望点に関するもので、ほかに追加すべき眺望点がないかを改めて検討することを求めるとともに、特に、松前公園内の松前城は歴史的に価値の高い地域のシンボリックな景観資源であり、松前城から望む眺望景観に風車が介在することによる重大な影響が懸念されることから、公園内の眺望点はもとより、公園外においても松前城を望む主要な眺望点がないかを改めて確認することを求めています。その上で適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めています。

答申文（案）たたき台については以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。

○玉田委員 鳥の観点から、答申文（案）について意見があります。

個別的事項の（２）の動物のところです。

今までの説明からも希少種が問題であることは図書からもある程度読み取れますし、希少種を守るのは大事ですが、一方で、松前の白神岬といえば、普通種の渡りのルートとしても大事なところですよ。

例えば、カラスの果てまでバードストライクから守らなければいけないかということ、そうではないかもしれませんが、渡りのルートとしては集中するところですから、やはり、ある程度普通種にも配慮が必要だと思います。

そこで、具体的な意見ですが、アの６行目から７行目の文章について、「これらの希少な鳥類の移動経路、生息状況に関する詳細な調査を行うこと」となっているところを「希少種をはじめとする鳥類の移動経路、生息状況に関する詳細な調査を行うこと」とし、普通種に対しても含みを持たせるように変えていただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（武田主幹） わかりました。重要な生息環境ということでは、希少種に限らず重要な場所になり得ますので、文言を検討の上、加えさせていただきます。

○山下会長 ほかにございませんか。

○隅田委員 資料２－１の２ページの質問番号２－８の事業者回答の①の真ん中あたりについてです。

「斜面部分の開発を可能な限り回避すること及び弊社の他所での実績を考慮し、代替施設を適切に設置することによって」とありますが、代替施設というのは何なのか、具体的にわかっておりますか。

○事務局（中村主査） 同じページの質問番号２－７の２次回答の真ん中よりちょっと下のな書き以下に説明がありまして、保安林機能の代替施設としては、土どめ柵やしがら柵、ふとんかご、沈砂池等が考えられますとあります。

○隅田委員 それに関連して、答申文（案）たたき台についてです。

総括的事項の（２）の最後のところに今から言う文章を追加できるかどうかを考えていただきたいと思います。

最後の行の「特に保安林が事業実施想定区域のほぼ全域を占めており、当該保安林を回避しなかった理由」の後に読点を入れて、「回避しなかった場合の代替策の具体的説明、及び、その代替策の有効性の科学的根拠」としていただけませんか。

○事務局（武田主幹） ここは、本来、まとまった自然環境の場として、回避、影響の低減を十分に図るべき対象ですので、それを具体的にどのように行うかという委員の指摘はもっともだと考えます。表現は練らせていただきますが、取り入れたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○吉中委員 １点教えていただきたいのとコメントです。

今の隅田委員のコメントにも少し関連するのですが、まずは、環境影響を回避あるいは十分に低減することが大事だと思っております。それができない、あるいは、難しい場合に環境保全のための代替措置を講じるという２段階なのかと感じています。でも、それが答申文（案）では少し一緒になっているのですが、それはどういうふうに考えればいいのでしょうか。

それと関連しますが、答申文（案）の１の（１）の二つ目のパラグラフについてです。重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合、もしくは、回避または低減できることを裏づける科学的根拠を示すことができない場合とあり、代替措置、環境保全措置については書かれていないのです。ただ、その次に、事業規模の縮小など、事業計画の見直しを行うことによりとあるのですが、十分な環境影響を回避できない場合は取りやめといった選択肢もあり得るのではないかと考えるのですね。

的外れな意見かもしれませんが、教えていただければと思います。

○事務局（竹澤課長） まず、影響の回避、低減についてです。

環境保全措置としては影響を回避、低減することと考えてよろしいかと思うのです。影響を回避するということは、要するに影響を避けるということなので、区域を見直す、あるいは、重要な植物がそこに生育していたら、そこを区域から外すことなどです。また、騒音のような項目については距離をとればとるほど騒音レベルは低くなりますので、こういう場合が低減となります。

優先順位としてはまず回避を考えてもらいます。そして、それができない場合は低減するということです。これをあわせて、回避または低減と表現しています。両方とも環境保全措置となるのですが、優先順位としては、まずは回避し、それができない場合は十分に低減しましょうという意味で書いております。

○吉中委員 例えば、保安林機能の代替施設として沈砂池等があり得るというご説明でしたが、それはここでは代替施設となるわけですね。それがまさに低減のための保全対策と理解すればいいのでしょうか。

○事務局（竹澤課長） 環境保全上、保安林をどう見るかにもよりますが、今回は配慮書

段階であり、この段階では、環境の概要について既存文献等で調査するものですから、ある一定の既存の知見をもとに評価することになります。その一つの考え方として、生態系については重要な自然環境のまとまりの場をできるだけ保全しましょうということが国から示されているのです。

例えば、今回は土砂流出防備保安林であり、土砂が流出するおそれが高いので、環境面で問題があるでしょうということが一番大きいところです。そのため、土砂の流出による濁水の発生が注目すべきところだと考えております。

その上で、回避できなかった場合はどういうふうに土砂流出を抑制するのか、代替案という言い方がよいかはわかりませんが、具体的な環境保全措置の考え方を整理しなければならないという観点から、そうした環境保全措置を具体的に書いてくださいという意味で理解いただければと思います。

次に、2点目の事業規模の縮小などについてです。

これは、大きな影響を回避するために事業規模を縮小しなければならないケースはあるかと思いますが、それでも重大な影響がある場合はもっと縮小することになります。ただ、結果的には、事業者として、それだけ縮小することになれば事業として成り立たないという判断で取りやめることはあるかもしれませんが、こちらから事業を取りやめなさいということは今まで意見として述べたことはありません。あくまでも環境影響を低減しなさいと述べて、その結果を踏まえて事業者が判断することになるのかなと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○白木委員 図書の予測と事業者回答にかかわることです。

幾つかあるのですが、まとめてお話しさせていただきます。

例えば、図書には、4-17の表の4-3の動物への影響の予測結果、あるいは、植物の予測結果があります。それに対して、13ページの質問番号4-13、あるいは、14ページの質問番号4-19のあたりにかかわることです。

予測のほうを見ますと、調査をしていない、あるいは、ヒアリングをしていない、あるいは、ヒアリングをしたけれども、黒か白かというはっきりとした指摘をされていないものがあるんですね。しかし、こうしたはっきりわからないものに関し、影響がないと評価していたり、または、回避、低減できるという表現にしている傾向があるのです。これについては質問もされているのですが、影響があるかもしれないけれども、わからないから方法書でやりますと答えているのです。

このように白か黒かがわからないということについて、配慮書であっても、影響がない、あるいは、回避できると言い切って予測してしまうことはアセスとして適切なのでしょうか。わからないのであれば、影響がある可能性があると思うべきだと思うのです。しかし、そうではなく、わからないにもかかわらず言い切っているのです。これはおかしいと思うのです。

これが適切な書き方ではないとすれば、答申文（案）のたたき台でもそのことをはっき

り記載すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（竹澤課長） 今、白木委員からご指摘があった点についてです。

影響があるかないかがはっきりしないものについて、今回の事業者の回答でも、重大な影響がないとは断定できないなどといった回答がありますが、配慮書に記載の断定的な表現というのは、誤解を招くといいますか、正しくない評価になっております。

今、答申文にはっきりと盛り込むべきだというご指摘がありましたし、事務局としてもここはおかしいと思っておりますので、評価内容について断定的に影響がないと言っているものについては影響の可能性が認められるのであれば表現を直すこと、あるいは、改めて予測、評価することなど、表現は調整させていただきたいと思いますが、修正することを促したいと思います。

○白木委員 影響評価の記載として適切ではないのではないかとということです。

○事務局（竹澤課長） 修正といったら変ですが、評価し直すことといいますか、表現は今すぐ出てきませんが、そのようにしたいと思います。

なお、方法書で修正後の記載が出てきますので、そこで確認することができるかと思えます。

○事務局（武田主幹） 補足します。

QアンドAでこのような表現は適切ではないというやりとりを事業者としております。ただ、QアンドAで終わるものではなく、方法書に配慮書が引用され、直したところは修正箇所として表示されますので、表現が直されていれば、QアンドAが生かされているとなりますし、事業者が不適切な対応をしたら、あのかの指摘はどうなりましたかという議論になろうかと思えます。

○山下会長 確認ですが、今の文言修正は、答申文（案）の2ページの動物のところに限られるのですか。

○白木委員 私が気がついたのは動物のところ、植物のところにもあったと思います。ほかにもあったかもしれません。

○高橋委員 実は同じようなイメージを持っていました。

例えば、11ページの2次質問に対する回答におきましても、②において、健康影響等との明らかな関連を示す知見は確認されていないことから影響は極めて小さいと書かれているわけです。

多分、事実関係としては、健康影響と明らかな関連を示す知見は確認されていないということだと思うのです。ただ、だからといって影響はないとは書かれていないと思うのです。そういう記載が多々見受けられましたので、できればそういったものは答申に取り入れていただければと思います。

○事務局（武田主幹） 文言は考えさせていただきますけれども、修正場所は個別的事項というよりは総括的事項のほうが適切かなと思えました。

○山下会長 総括的事項の文言修正として検討いただくことでお願いいたします。

ほかにございませんか。

○河野委員 1点確認します。

風車の基数が変わらず、規模がかなり違いますね。2,000キロワットと4,300キロワットです。風車の規模を変えることも評価によって計画を変えることに含まれると考えていいのでしょうか。それとも、これは、経済的な事情や会社の利益など、そういったことによって決定するのでしょうか。

○事務局(武田主幹) 現在は配慮書の段階であり、これから事業者がさまざまな条件を考えていく中で決まってくるかと思えます。準備書の段階になると確度の高いものになりますが、それ以降に全体の出力規模が変更になりましたら、場合によっては評価のやり直しになるので、準備書段階で主な仕様が決まってくるかと思えます。それが決まらなると騒音や衝突確率などへの評価にも影響してきます。

○河野委員 これまでの計画では、こういう2択みたいなものはなく、大体、この大きさからこの大きさとなっていたような気がしたので、質問しました。

次に、たたき台の2ページ一番下の風車の配置検討に反映するところですが、2択になっており、大きさが違うので、風車の選定及び配置の検討としたらいかがでしょうか。

○事務局(武田主幹) 私の回答が不適切でした。

必ずしも2択ではなく、これを例として、この2案の間で考えるということと事業者からの説明で理解しているところです。

○河野委員 わかりました。

それでも、景観のところは、風車の規模、大きさ及び配置の検討としたほうがいいように思いますが、いかがでしょうか。

○事務局(武田主幹) 今のご指摘についてですが、1の総括的事項の(1)の1行目で事業の規模、風車の配置及び構造、機種の見直しについて指摘しているところであり、全体部分もこれに包含されるようなつもりであります。

ただ、配置だけではなく、大きさも景観に影響してきますので、今のところと同じような表現とするよう工夫したいと思えます。

○山下会長 ほかにございませんか。

○隅田委員 これも確認です。

図書の232ページの総合的な評価の3行目のところです。

環境保全措置の検討を行うことにより重大な影響が回避または低減されていると評価したとありますが、これも変な表現ですよね。これは事業者の見解ですけれども、今、ここで議論しているものを総合すると、多分、審議会の委員はそう考えていないということかと思えますので、そのことをたたき台の中にも入れられないかと思えます。

つまり、事業者は低減されていると評価したと書いているけれども、十分ではないというようなことを前文や総括的事項に加えることができないか、ご検討をいただければと思います。

○事務局（竹澤課長） 先ほどの評価の断定的な表現の仕方を修正するよう求めると申しましたが、今おっしゃられた内容についてはそこで盛り込みたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 ご意見やご質問がないようですので、本日も審議いただきました（仮称）松前町札前ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書の答申文（案）に関し、まとめたいと思います。

まず、総括的事項について、後半に質問がありました関係で全体的に見直すということですが、白木委員、高橋委員、隅田委員との間で調整していただく、総括的事項の（２）の当該保安林を回避しなかった理由について、代替策云々という話ですが、隅田委員と吉中委員との間で調整していただく、２の個別的事項の（２）の動物のアは、玉田委員からのご提案でしたけれども、「これら希少な鳥類の移動経路」というところは、「これら希少種をはじめとする鳥類の移動経路」という表現に変更する、（４）の景観は、下から２行目の「その結果を風車の配置検討に反映すること」の風車の配置検討については総括的事項と同じような表現に変更する、以上でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、後日、事務局から調整があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

その他最終的な文言修正については私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、議事（３）に移ります。

議事（３）ですが、本日４回目の審議となる（仮称）江差風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

事務局から３次質問とその事業者回答、関係町長の意見、答申文（案）たたき台の説明をお願いします。

○事務局（小峰主査） 本準備書につきましては、５月１５日に審議会にて現地調査を開催させていただきました。ご参加いただきました委員の皆様には、お忙しいところ、現地まで足を運んでいただき、この場をかりて改めてお礼を申し上げます。

本日は、３次質問とその事業者回答、関係町長の意見、答申文（案）たたき台をお配りしておりますけれども、まずは、改めて事業の概要から説明させていただきますので、図書の２分冊の１の１１ページをごらんください。

対象事業実施区域は、江差町内の山間に位置しております。

本事業は平成１４年から運営されている江差風力発電所の更新事業ですけれども、図のだいたい色の丸印が既設風車の位置、赤色の丸が新設風車の予定位置となります。２８基

の既設風車を撤去した後、7基の新設風車を既設風車の位置とは別の位置に設置する計画です。また、既設風車の撤去、新設風車の建設とも、既設の道路を活用して行うとのこと

です。
29ページをごらんください。

上の表で、1基当たりの定格出力は、既設風車の750キロワットから3,400キロワットに増加します。総出力は2万1,000キロワットで、更新前と変わりません。また、新設風車の外形は、左下の図にありまして、ローター直径は120メートル、最大高さは150メートルから155メートルであり、右下の図の既設風車と比べると、ローター直径で2.4倍、最高高さは1.5倍ほどに大きくなる計画です。

以上、簡単ですけれども、事業概要のご説明でした。

次に、3次質問とその事業者回答についてです。

資料3-1をごらんください。

時間の都合もありまして、後ほどごらんいただく答申文(案)たたき台に関するものを中心に抜粋して説明させていただきます。

2ページをごらんください。

質問番号2-3です。

既設風車の基礎部の撤去に係る関係機関との協議について、3次質問の①では、環境影響の程度にも影響するものであることから、準備書作成前に協議して結論を出しておくべきだったことを指摘しました。これに対して、28基の基礎埋設位置や地盤性状などによって取り扱いが異なり、詳細設計等に時間を要するため、安全側の観点から最大影響を見込んで予測、評価しているとのこと

です。
また、3次質問の⑤では、大気、騒音、振動のほか、人と自然との触れ合いの活動の場への影響についても、基礎の撤去工事に伴う影響を見込んでいないことを指摘しました。これに対して、予測、評価に用いたピーク時期以外の時期に基礎の撤去を行うことも可能なことから影響のピークは変わらないとのこと

です。
3ページをごらんください。

質問番号2-4です。

風車の配置に関して、無立木地である既設風車跡地を活用していないことに関する質問で、3次質問の②では、方法書の知事意見では、既設風車ヤードなど、自然度が高くない場所を対象事業実施区域内に存在していることを指摘した上で環境保全の観点からの風車配置を求めていたが、準備書では、ミズナラ群落などに風車が配置され、既設風車ヤードなどが活用されていないこと、地盤安定の観点から、既設風車跡地と異なる位置とする意味が不明であることを指摘しました。これに対して、新設風車と既設風車では、諸元や基数が異なるため、適正配置は一致しない、更新期間の短縮や地盤安定の観点とあわせ、自然度の高いヒノキアスナロ群落を回避して配置した、地盤安定の観点については、基礎撤去工事の際の周辺の傾斜地等の地盤崩落の可能性を述べたものであり、現段階で具体的な

場所の想定はないとのことでした。

10ページをごらんください。

質問番号6-8です。

対象事業実施区域の近くに位置する元山からの眺望景観に既設風車が影響を及ぼしているかどうかについて、3次質問の①では、関係機関や地域住民に対して現況写真による視覚的印象などの聞き取りを行うなどして客観的に把握する必要があることを指摘し、評価書作成時に改めて実施しないのかを尋ねました。これに対して、予測結果などを広く周知し、住民説明会などの場を設けて把握した、評価書作成に当たって実施の予定はないが、関係自治体の意見に応じて対応を検討するとのことでした。

13ページをごらんください。

質問番号9-9です。

工事用資材等の搬出入に伴う道路交通騒音がルートの一部で環境基準を超過すると予測されているにもかかわらず、基準を守るための保全措置の検討が十分されていないことに関する質問で、3次質問の①②-1-2では、工期を1年ではなく、複数年とすることで環境基準を超えないよう、工事車両を平準化することも可能ではないか尋ねました。これに対して、複数年の工期にしても、コンクリート打設には、集中的な施工が必要で、車両台数の平準化は困難であるとのことでした。

18ページをごらんください。

質問番号12-16です。

既設風車のナセルでは、カットイン風速以上でコウモリ類がほとんど確認されていないことを根拠に、コウモリ類のバットストライクの影響は小さいと予測していることに関する質問で、3次質問の②では、風況観測塔ではカットイン風速以上でも相当程度のコウモリ類が確認されており、コウモリ類の確認状況の違いがブレードの有無によるものであるとする科学的根拠が示されないと論理の妥当性が確認できないことを指摘しました。これに対して、その科学的根拠はなく、予測には不確実性が伴うため、事後調査を行うとのことでした。

19ページをごらんください。

質問番号12-18です。

既設風車でヒナコウモリの死骸が確認されているが、フェザーモードの実施を根拠にコウモリ類のバットストライクの影響は小さいと予測していることに関する質問で、3次質問の②では、フェザーモードがどの程度バットストライクの影響を軽減するのか、風速センサーの位置や風速が閾値を上回るとき、下回るとき回転数の制御方法などを尋ねました。これに対して、風速センサーはナセルへの取り付けを予定している、フェザーモードの具体的な仕様については、試運転の段階で実際の稼働状況を踏まえて回転停止や開始のシステムを組み込むため、現段階では示せないとのことでした。

また、3次質問の③では、既設風車で確認された死骸の死亡原因の特定に至っていない

が、事後調査でどのようにバットストライクか否かを判断するのかを尋ねました。これに対して、死骸は、死後、時間が経過し、死因の特定が困難な状況であったため、専門家のアドバイスを受けていない、今後の事後調査では、状況に応じて専門家のアドバイスを受け、判断したいとのことでした。

21ページをごらんください。

質問番号12-23です。

建てかえにより風車の基数が減少し、回避空間が広がることを根拠に鳥類のバードストライクの影響は小さいと予測していることに関する質問で、3次質問の①-1では、ブレード回転域間の空間が広いほどバードストライクの確率が低くなると考えた理由、空間間隔の広さとリスクの程度の関係やその根拠を尋ねました。これに対して、野鳥保護に関する文献資料において、総発電力を変えずに小型風車を少数の大型風車に交換することは正の影響を及ぼすとの記載があり、正の影響を年間衝突数の減少と解釈して予測結果の参考とした、本文献では、ブレード回転域間の空間の広さは考慮されていないが、既設風車と比べて新設風車の風車間隔が広がることで影響が低減されると考えたとのことでした。

ここで、その文献資料が掲載されている資料3-2の4ページの下から2段目めをごらんください。

発電所の総発電力を変えなければ、風車の交換は繁殖鳥に対しては正の影響を及ぼすと書かれています。ただし、その後には、非繁殖鳥に対する影響ははっきりしないと記載されており、その段落の前段では、1.5メガワットの風車1基の生息妨害面積が0.5メガワットの風車3基のそれより小さければ、風車の交換は正の影響を持つことが記載されています。

それと比べますと、本案件は、更新後の大型風車7基の回転域による生息妨害面積のほうが更新前の小型風車28基による面積より大きくなることから適切な根拠とはなっていないことを補足させていただきます。

資料3-1にお戻りいただき、23ページをごらんください。

質問番号12-29です。

対象事業実施区域内で営巣が確認されたハチクマに関する環境保全措置として人工代替巣を設置するとしていることに関する質問で、3次質問の⑦-1では、人工代替巣を利用した場合でも風車からの距離が若干延びる程度で、餌場やテリトリーは変わらず、どのように影響を回避、低減できるのかが示されていないことを指摘しました。これに対して、現在の営巣地が区域の中心部にあり、区域の端部や周辺の沢筋に人工代替巣を設置することでハチクマの忌避行動に伴う代替地としての選択肢を持たせることができるとのことです。

また、3次質問の⑦-2では、営巣地から離れた場所から工事をするといっても、営巣地が工事用道路に近ければ、工事車両による騒音等の影響も考えられるが、どの程度の離隔距離を確保するのかを尋ねました。これに対して、離隔距離は最短で100メートル程

度となるとのことです。

30ページをごらんください。

質問番号13-7です。

対象事業実施区域及び周辺に既に侵略性の高い外来植物が生育していることに関する質問で、3次質問の②では、区域内の既存道路の沿道で外来種が確認されており、出入り口でタイヤ洗浄を行うだけでは改変区域までの走行中に種子が付着し、改変区域に持ち込まれる可能性があることを指摘しました。これに対して、既存道路沿いの外来種については、実生の抜き取りや萌芽の伐採など、状況に応じて生育域の拡大防止を図るとのことです。

31ページをごらんください。

質問番号13-10をごらんください。

改変区域内で生育が確認されているサルメンエビネについて、影響の回避、低減ではなく、移植による代償措置を講ずることになっていることに関する質問で、3次質問の②では、地形的条件や他の風車等の位置関係から当該箇所を選定した上で施工段階で回避や移植を検討するのは環境影響の回避、低減より事業性の観点が優先されており、計画段階から生育地回避の検討を行うべきであるとの指摘をしました。これに対して、自然度の高いヒノキアスナロ群落を回避していることから、事業性を優先した配置検討は行っておらず、サルメンエビネについては施工段階での回避または移植により影響の低減を図るとのことです。

最後に、39ページをごらんください。

質問番号19-7です。

バードストライク及びバットストライクの事後調査に関して追加した質問です。鳥類等の死骸は肉食動物による持ち去りや自然消失、調査者の見落としなどの可能性も考えられるが、衝突数の推定に当たって調査結果の補正を行う予定はあるかを尋ねました。これに対して、専門家の助言や最新の知見を踏まえて衝突数の推計を行うが、現時点で具体的な補正方法は未定であるとのことです。

続きまして、関係町長の意見についてです。

資料3-3をごらんください。

関係町であります江差町、厚沢部町にご意見をお伺いしましたが、いずれも本準備書に関して特に意見はない旨のご回答をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、答申文(案)たたき台についてです。

資料3-4をごらんください。

本資料の作成に当たりましては、これまでの本準備書に係る審議内容を踏まえるとともに、過去の準備書案件と同様の指摘内容となる箇所につきましては表現の統一を図っております。

まず、前置きとしまして、過去の案件と同様に、1段落目には本準備書の事業計画の概要を記載しております。2段落目には、本準備書の地域特性として、対象事業実施区域と

その周辺における希少猛禽類の生息や営巣、自然度の高い植生や重要植物種の存在などについて記載しております。3段落目には、それらへの影響を確実に回避、低減するため、真摯に対応することを記載しております。

次に、総括的事項についてです。

(1) として、準備書における環境影響評価の妥当性について、過去の案件と同様に、1段落目に事業者による影響評価結果の概要を記載しております。2段落目には、その保全措置や予測、評価に不備があることを記載しております。3段落目には、科学的に予測、評価することや、重大な影響を確実に回避、低減することを記載しております。

(2) として、既設風車の基礎部の撤去に伴う環境影響について、本案件独自の状況を踏まえて記載しております。

読み上げますと、本準備書の事業計画では、既設風力発電所における既設風車の基礎部は今後関係機関との協議により撤去の必要性等を定めることとしており、環境影響評価に当たって、廃棄物等の項目では当該基礎部を全量廃棄物として発生量を見込んでいるものの、他の項目については基礎部撤去工事に伴う工事工程や工事車両台数などをどのように想定しているのかが不明である。このため、廃棄物の適性処理を担当する関係行政機関に基礎部の取扱を確認の上、撤去が必要な場合は当該工事工程や工事車両台数などを明らかにした上で、改めて予測及び評価を実施すること、としております。

2ページをごらんください。

(3) として、風車配置計画の再検討について、本案件独自の状況を踏まえて記載しております。

読み上げますと、本事業の方法書では、既設風車ヤードや旧放牧地など、自然度が高くない場所が対象事業実施区域に広く存在しているにもかかわらず、自然度の高い森林に風車を配置する計画であったことから、同方法書への知事意見として、自然度の高い植生の区域を避けるなど風車の配置計画を検討するよう指摘したところである。本準備書における風車配置位置は、自然度の高いヒノキアスナロ群落を回避しているものの、無立木地である既設風車跡地は活用しておらず、ミズナラ群落などの樹林を含んでいる。このため、

(2) で求めた既設風車の基礎部の取扱確認結果を踏まえ、撤去する場合は当該跡地の活用による風車の配置について再検討し、必要に応じ改めて予測及び評価を実施すること、としております。

次に、(4) として、評価書の作成に当たっての留意事項について、過去の案件と同様に、予測、評価や保全措置の記載内容に関して遺漏のないようにすることを記載しております。

次に、(5) として、準備書の公開について、過去の案件と同様に、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに掲載することを記載しております。

続きまして、個別的事項についてです。

騒音、動物、植物、生態系、景観に関する指摘事項がありますので、それぞれ分けて記

載しております。

まず、（１）の騒音についてです。

本案件独自の状況を踏まえて記載しております。

工事用資材等の搬出入に伴う道路交通騒音について、主要な走行ルートの一部において、類型指定はされていないものの、A地域の環境基準値を2デシベル上回ると予測されている。このため、環境基準を遵守するための保全措置を十分に検討し、影響を回避または十分に低減すること、としております。

次に、（２）の動物についてです。

アからエまでの四つの項目に分けて記載しております。

アは、コウモリ類のバットストライクへの影響について、本案件独自の状況を踏まえて記載しております。

要点をまとめますと、カットイン風速以下ではフェザーモードを実施することなどからブレードタワーへの接近、接触に係る影響は小さいと予測しているが、カットイン風速以上でも一定程度コウモリ類の活動が確認されていることなどから予測の不確実性が大きい。ため、事後調査を十分行って必要に応じて追加の保全措置を講じることを記載しております。

イは、鳥類のバードストライクや移動経路の遮断などへの影響について、本案件独自の状況を踏まえて記載しております。

要点をまとめますと、建てかえにより風車の基数は減少し回避空間が広がることなどから移動経路の遮断やブレードタワーへの接近、接触に係る影響は小さいと予測しているが、建てかえにより風車が大型化し、ローター回転域の合計面積は増加することなどから当該予測は科学的根拠に乏しいため、科学的根拠を示した上で改めて予測、評価することを記載しております。

3ページをごらんください。

ウは、ハチクマの営巣への影響について、本案件独自の状況を踏まえて記載しております。

要点をまとめますと、1段落目には、騒音による影響は小さいなどと予測しているが営巣地から改変区域や工事車両の走行ルートまでの離隔距離が十分とは言えないことなどから営巣放棄などの著しい影響が懸念され、環境保全措置として人工代替巣を設置するなどとしているがどのように影響を回避、低減するのかが不明であることなどから、当該予測や環境保全措置による効果の不確実性の程度は極めて大きいことを記載しております。2段落目には、このため、事後調査では専門家に意見を聞きながら随時確認を行い、その結果を踏まえて必要に応じて追加の保全措置を講ずることを記載しております。3段落目には、工事工程の具体的な調整方法について、既設風車の基礎部の撤去工事を含めて評価書で明らかにするとともに工事の一時停止が必要な場合でも保全措置の確実な実施を優先して工事工程を変更することを記載しております。

エは、バードストライクやバットストライクの事後調査について、過去の案件と同様に、1段落目には調査手法が具体的に示されておらず妥当性が確認できないため、科学的根拠を含めて評価書に記載すること、2段落目には、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため十分な頻度で複数年調査するとともに発見死骸数に補正を施すなどし、調査の結果、重大な影響が確認された場合は可動制限を含めた保全措置の実施を検討することを記載しております。

次に、(3)の植物についてです。

本案件独自の状況を踏まえて記載しております。

読み上げますと、改変区域内で生育が確認されているサルメンエビネについて、改変がやむを得ない場合は生育地と同様な環境に移植する代替措置を講ずることとしているが、その生育地を改変区域から除外することによる影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること、としております。

次に、(4)の生態系についてです。

1段落目には、過去の案件と同様に、区域及びその周辺には既に侵略性の高い外来植物が生育しており、事業の実施に伴う分布域の拡大による影響が懸念されることから、実効性のある拡散防止策を講ずることを記載しております。2段落目には、本案件独自の状況を踏まえた記載になりますが、また、既設風車撤去後の跡地について、在来植物を用いて緑化することなどにより外来植物の分布域の拡大防止に努めること、としております。

4ページをごらんください。

(5)の景観についてです。

本案件独自の状況を踏まえて記載しております。

読み上げますと、対象事業実施区域から近距離に位置する元山からの眺望景観について、現況で既設風車すべての全景が大きく俯瞰され、既に一定程度の影響を及ぼしていると考えられる、しかし、本準備書では、既設風車による視覚的印象については客観的に把握されておらず、新設風車による影響については既設風車からの変化のみに着目して予測及び評価が行われている、このため、方法書の知事意見で指摘したとおり、地域住民、元山利用者、関係団体等に対して聞き取り調査を行うことなどにより既設風車による視覚的印象を客観的に把握した上で、改めて予測及び評価を実施すること。なお、既設風車の視覚的印象を客観的に把握できなかった場合は、現況から既設風車を除いたフォトモンタージュを作成の上、新設風車による影響について改めて予測及び評価を実施すること、としております。

資料の説明は以上とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○白木委員 答申文(案)の2ページの動物のところについてです。

アのコウモリ類への影響について、7行目に予測の不確実性の程度は極めて大きいと考えられるとあります。その後、すぐに、このため、バットストライクに関する事後調査に当たってはとなっているのですが、その前に、できる限り建設地点や本数の調整によって回避、低減を試みるべきだというような文言を入れたほうがいいのではないかと思います。

つまり、「極めて大きい」の後、すぐに事後調査とするのではなく、そういった文章を入れられないかということです。

○事務局（竹澤課長） 事業者の予測としては、既設風車での音声のモニタリングでは、カットイン風速以上ではコウモリ類は確認されていないとあり、要するに、風車が回っているところではコウモリ類は回避しているでしょうという趣旨なのです。しかし、風況観測塔のところでは、30メートルや50メートルにおいて、カットイン風速以上のときもある程度は確認されているとのことなのです。

ですから、予測としては影響が小さいということですが、それを事後調査で確認してほしい、その事後調査をしっかりとってくださいという趣旨でして、どこで影響があるかわからない中、どこの風車に影響があるから、そこで影響を低減しなさいと具体的に述べることができなかったのも、このような答申案とさせていただきます。

○白木委員 今のことについては考えます。

もう一点です。

ハチクマの代替巣についてです。ここでの代替巣というのは、図書の572ページで影響予測の中の騒音による生息環境の悪化、要するに、工事期間の騒音の発生に対する保全措置として取り上げられていると考えられていいのですね。

しかし、質疑資料を読むとそうではなく、だんだん遠くに行くだろうなど、工事期間の一時的な回避措置ではなく、遠くにやることで影響が回避、低減されるというように内容が違って見えるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（小峰主査） 確認ですが、今のご指摘は図書の572ページの記載に関する疑義でしょうか。それとも質疑資料に関する疑義でしょうか。

○白木委員 図書の572ページの騒音による生息環境悪化のところでは人工代替巣を設置と書いてありますよね。例えば、生息環境の減少や消失に関しては影響がない、影響は低減できるのではということ、特に人工代替巣のことは書いていないですし、ほかのところにも書いていないのです。ブレードタワーへの接近、接触のところでも挙げられておらず、代替巣の話は騒音のところのみですよね。そうすると、一時的な措置であると読めるのです。

○事務局（小峰主査） あくまで工事中の措置と読めるということですね。

○白木委員 しかし、質疑資料を読んでいくと、ずっとこれをやっていくことで遠くに離れたいな感じで、何か違う内容になっているのなと思えるので、それを確認したいと思います。

また、基本的には、猛禽類がそこで繁殖しているということ自体に重きを置いて、遠く

にやるということではなく、繁殖が継続できるような措置を検討することが優先事項だと考えていいと思いますし、風車の本数や工事の工程、立地などを検討することでしっかりと回避、低減を考えてほしいのです。

騒音による生息環境の悪化のための措置なのか、ずっと続ける措置なのかがわからず、曖昧ですが、先ほど言ったような措置で影響の回避、低減を行うことが最優先であり、また、代替巢というのは本当に使うかどうかもわからず、有効性もわからないものですし、安易に移せばいいという考え方が本当に適切なのかということも疑問ですので、そのあたりを答申にも書き込んでいただきたいと思います。

○事務局（武田主幹） ただいま指摘にありましたとおり、考え方としては、まず、回避で、どうしてもだめな場合は何らかの措置による低減ですが、それがうまく伝わるよう、原則論にのっとり影響回避を優先するというような書きぶりとなるよう工夫したいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○吉中委員 今回の議論と少し関係するのですが、この中で具体的に代償措置として挙げられているのがハチクマの代替巢とサルメンエビネの移植かと思います。答申文（案）について、個別にそのあたりが割と書かれていますし、総括的事項の（１）の三つ目のパラグラフでも、その結果に基づき、風車の位置を変更するなど、重大な環境影響を回避または低減するための適切な環境保全措置を検討することと書かれてあります。しかし、そうはいつでも、代償措置が出てきているので、例えば、適切な環境保全措置を検討すること、その検討に当たっては回避、低減を最優先と考え、代償措置はどうしてもだめな場合に検討すべきというような順位づけを明確にしておくことはできないものでしょうか。

○事務局（武田主幹） 総括的事項でも全体をまとめ、そのような論調を明らかにするという意味でしょうか。

○吉中委員 両方に書いていてもいいと思いますし、今の書きぶりでも読めないことはないのですが、もう少し明確に書いておいたほうがいいのではないかという意見です。

○事務局（武田主幹） わかりました。

それでは、さらに工夫してお示ししたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 まず、質問です。

答申文（案）のたたき台の３ページの動物のエの稼働制限を含む環境保全措置の実施とありますが、稼働制限とは何を指すか、具体的に念頭に置いておられるものはありますか。

○事務局（小峰主査） 例えば、バットストライクの関係では、カットイン風速以下でフェザーモードを実施するというので、風速によってそのような制限をしたり、あるいは、渡りの時期がありますので、衝突のおそれが高い時期は必要に応じて稼働を制限することが考えられます。

○河野委員 具体的な措置は二つあって、一つはカットイン風速の増加で、もう一つは、

ある期間における休止ですね。これ以外は思いつかないのですが、ここはなどとしておけばいいのではないのでしょうか。曖昧に稼働制限とするのではなく、これまでいろいろな議論をしてきたので、具体的な文言を入れたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（武田主幹） 今のご指摘のように、この部分については具体的な取り組みも含めてQアンドAで議論されているところですから、もう少し踏み込んだ書きぶりを検討したいと思います。

○河野委員 今、フェザーモードについて質問させていただいたのですが、今までいろいろな風車を見てきまして、フェザーモードとバットストライクの関連を述べたのはこれが最初だと思うのです。非常にたたいているような質問にはなっていますが、もしこれが有効なものであれば、これからも活用できるのではないかとコメントさせていただきます。

○山下会長 ほかにございませんか。

○吉中委員 具体的な話というよりも、全般的な、あるいは、生態系に関連するかもしれませんが、現地を見せていただきましたところ、あの場所はもともと森林だったところが牧草地や畑になって、そこに小規模な風車がたくさん建っていたわけですが、今回はそれを撤去し、大きな風車を少ない基数で建てるという案件ですね。

このとき、原植生に戻すといいますか、もとの森林環境に戻すということが今回の更新が少しでもプラスになるという考え方がどこかに反映できないかなと考えていました。既存の風車を撤去した後、在来植物を用いて緑化するとありますが、それをさらに一歩進めていただいて、今の風車がある状況、あるいは、畑地の開拓以前の植生回復を目指すという考え方については書けないのでしょうか。

補足させていただきますと、答申文（案）たたき台のところでは、生態系については、外来植物の分布域の拡大防止に努めるとして、ネガティブなインパクトを減らそうということで、これは正しいのですが、さらにポジティブに、今回の更新でエコシステムとしてプラスな影響を目指すのだということが書けないかなという趣旨です。

○事務局（竹澤課長） 事業者の任意の取り組みとして、そういったポジティブな取り組みをされることはあると思いますが、アセスの意見としては、事業による影響をどの程度まで抑えたかということが守備範囲だと考えており、ポジティブな取組まで求めたことはこれまでもないと思います。ですから、プラスの影響まで求めるのはなかなか難しいのかなと考えております。

○事務局（小峰主査） 補足いたします。

例えば、QアンドAでこのようなことについて事業者の姿勢を確認することは可能です。答申に盛り込むことは難しいですが、今後、質疑応答の中に取り入れていきたいと考えております。

○山下会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、本日も審議いただきました（仮称）江差風力発電事業環境影響評

価準備書についての答申文（案）についてまとめます。

明確なものとしては、3ページの真ん中のあたりのエの最後のところの稼働制限を含むというところについては、河野委員がご提案されたように、何らかの具体例をつけ、もう少し明確に述べること、2ページから3ページにかけての動物のところですが、アのコウモリについて、予測の不確実性の程度は極めて大きいと考えられるというところから事後調査に当たっては記載されておりますが、回避を第一に考え、もしできなければ低減することを考えというふうに表現を工夫すること、同じように、3ページのハチクマの代替巢に関して、あるいは、サルメンエビネの代償措置については、吉中委員と白木委員がおっしゃったように、回避を優先するような表現とするため、総括的事項ではっきりと述べるか、ここで述べるかをもう少し検討していただくということによろしいでしょうか。

○事務局（竹澤課長） 今の話は全体にかかわることですし、環境保全措置の優先順位の話ですので、総括的事項のところ記載したいと考えております。

○山下会長 個別的事項のところ代償措置や事後調査という踏み込んだ話をすると、こちらの印象が強くなるのです。本来は回避することが第一目的なのだということですが、それを総括的事項で書くと弱くなってしまいそうで、これはしょうがないのですが、何か工夫しなければいけないですね。

○事務局（竹澤課長） 総括的事項のところ、回避、低減、どうしてもだめなら代償措置という優先順位について書いておき、その後、白木委員からご指摘のあったコウモリ類とハチクマについても、まずは影響の回避、低減を十分検討しという文言を入れて対応させていただきたいと思います。

○白木委員 代替巢については回避措置ではないのです。ですから、それを明確にしたほうがいいかなと思いますね。

○事務局（竹澤課長） わかりました。代替巢については回避措置ではないということでした。どちらとも、直接的な生息への影響の回避、低減をするというような趣旨の文言を入れたいと思います。

○山下会長 そうしましたら、後日、事務局と各委員との間で文言の調整等のやりとりがあるかと思いますが、その上で、そのほか最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 では、後日、事務局と協議の上、私が知事に答申を行います。

それでは、議事（4）に移ります。

議事（4）ですが、本日4回目の審議となる（仮称）えりも風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

なお、冒頭で事務局からご説明がありましたように、希少種に関するご意見、ご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際に申し出てください。

では、事務局から3次質問とその事業者回答、関係町長の意見、答申文（案）たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局（佐藤専門主任） まず最初に、資料のご説明の前に図書により事業の概要について確認いたします。

図書の3ページをごらんください。

こちらの事業は、単機出力4,200キロワットの風車を48基、風力発電所の出力としては最大20万1,600キロワットの風車施設の設置計画で、日高管内えりも町に1,272ヘクタールの対象事業実施区域が設定されております。

4ページをごらんください。

対象事業実施区域は、北側の日高山脈の山裾から海沿いの百人浜までの間に位置しております。

6ページをごらんください。

現時点での風車の配置を空中写真上にプロットしたものです。風車は、主に薄い緑色の牧草地上に設置する計画です。

16ページをごらんください。

風車の諸元になりますが、現時点では4,200キロワット級の発電機を想定しており、全高最大142.5メートル、ローター径が117メートル、ハブの高さが84メートルとなっております。

121ページをごらんください。

対象事業実施区域の周辺の概況ですが、配慮が特に必要な施設及び住宅の配置の状況についてです。対象事業実施区域内には、オレンジ色のですが、住居がありますほか、区域の周辺にも住居や福祉施設がかなり近い距離に分布していることがわかります。

簡単ではございますが、以上が事業概要です。

続きまして、3次質問及び事業者回答についてです。

答申文（案）たたき台に関連するものを中心にご説明いたします。

資料4-1となります。資料4-2については、適宜、ご確認いただければと思います。

11ページをごらんください。

質問番号6-20です。

騒音の調査時期に関するものです。風力発電施設から発生する騒音測定マニュアルには、風車が稼働する代表的な風況を把握できる時期を選定する、原則、4季の測定が望ましいとの記載がありますが、図書では2季となっていることから、2季で十分であるとする根拠について質問しました。これに対して、1次回答、2次回答では、冬期は強風であることから騒音測定に適さない、春から夏にかけての風況は類似していることから2季の調査時期を設定しているとのことでした。

しかし、冬期は積雪による吸音効果も考えられ、地上付近において比較的風が弱く、上空で風が比較的強い場合には風車の騒音が置きくなる懸念があること、また、風況が類似

している場合でも残留騒音の発生源が季節によって異なる可能性があることから3次質問を行いました。1次回答、2次回答の補足にとどまるものでした。

20ページをごらんください。

質問番号6-56です。

生態系の注目種選定に関する質問です。エゾタヌキを典型性種として選定した根拠について1次質問、2次質問を行っておりますが、2次回答において、生態系の評価は、改変部のみではなく、対象事業実施区域に位置する広域な環境における生態系機能を担う種を評価することから、改変部を利用しなくとも、事業地全体において利用が考えられる種を選定すべきとの事業者の考えが示されております。

3次質問では、上位性種と同様、典型性種についても事業実施による影響の受けやすさという観点から選定すべきで、エゾタヌキは典型性種として不適切と思われるということに関して見解を聞いております。これに対して、現時点ではエゾタヌキを選定しているが、現地調査結果や事業計画により典型性種の変更についても検討するとのことでした。

21ページをごらんください。

質問番号6-59です。

景観に関する質問です。主要な眺望点の聞き取り調査の手法について、具体の記載が図書にないことについて質問しております。2次回答において、想定される手法として、関係機関に電話で問い合わせ、現地での利用の有無の把握等を行うとの考えが示されておりますが、3次質問では、想定する関係機関、具体的な聞き取り内容について質問しております。これに対して、想定される関係機関は自治体や観光協会、具体的な聞き取り内容は事業者が選定した眺望点以外に眺望点として選定すべき地点がないかを確認するとのことでした。

26ページをごらんください。

質問番号7-22です。

配慮書の知事意見に対する事業者の見解になりますが、風力発電機と配慮施設、住居との離隔距離を約500メートル確保したことを環境保全の一つとして挙げていますが、環境保全の配慮の観点からの500メートルという数値の根拠について質問しております。これに対して、環境省の報告書にある風力発電施設における苦情の件数はおおむね400メートルまでの距離にある民家において多く発生していることを根拠としているとのことですが、その統計を見ますと、500メートル以上の距離においても40%以上の苦情の件数があることから、環境保全の配慮の観点から設定した500メートルの根拠としては十分なものではないと考えるが、改めて見解を聞いたところ、0メートルから500メートル未満の距離で苦情の件数が過半数を占めていることから、500メートルを一つの目安として考えているが、今後、可能な限り風力発電機との離隔距離を500メートル以上とるように努めるとのことです。

27ページをごらんください。

質問番号7-23です。

ここでは、今後の対応方針について、周辺への重大な環境影響が回避または低減できないと評価された場合は、事業計画の見直しをすとの図書の記載に対する質問です。2次回答では、重大な環境影響については必ず回避、環境保全措置を講じても回避または十分に低減できない場合は実行可能な範囲内で事業計画の見直しを行うとのことでした。しかし、2次回答にある実行可能な範囲内の解釈が事業者の対応を約束できる範囲内という考え方であったことから、3次質問では、実行可能な範囲内の解釈について改めて見解を聞きました。これに対して、2次回答の解釈を訂正し、技術的に十分な研究がなされていない対策、環境影響の重大性や事業全体の経費と比較し、過剰な経費を要する対策、現状的に機能し得ない対策等を含まない範囲内で事業計画を見直しとのことです。

質問番号8-2です。

同一地域で事業を実施する他事業とのかかわりについて質問しております。こちらは少し説明が必要かと思しますので、図書の26ページをごらんください。

本方法書は、平成31年2月に手続を開始しておりますが、翌月の3月に、同じえりも町において、他事業による（仮称）えりも岬風力発電所の計画段階環境配慮書の手続が開始され、本審議会を経て、4月26日付で知事意見を述べております。この他事業の事業区域は、本事業の対象事業実施区域の西側3分の2と、南側の百人浜に沿って、えりも岬の北側付近まで広がっており、事業区域が重複する設定となっております。

そこで、前回の審議会でご審議いただきました内容をもとに、累積的影響の予測、評価の実施に関して、先行する事業者の後発の他事業との協議、調整に関する考え方を聞いたものです。これに対して、累積的影響の予測、評価については後発事業が考えるべき内容と考えるが、予測、評価の段階で他事業者の計画が固まっている場合、かつ、他事業者の協力が得られた場合には考慮することは可能、累積的影響について必要があれば他事業者との協議、調整を行う用意はあるとのことです。

続きまして、資料4-3をごらんください。

関係町長であるえりも町長の意見についてご説明いたします。

えりも町長からは、全体についてということで、関係機関と十分に調整し、地域住民の生活、農林水産業の振興に支障が生じることのないように配慮することとの意見をいただいております。

続きまして、資料4-4の答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

全体の構成は、これまでと同様、前文、総括的事項、個別的事項となっております。

前文では、第1段落で事業の概要を、第2段落で対象事業実施区域の地域特性、第3段落で総括的事項、個別的事項の的確な実施を求めています。第2段落の地域特性では、日高山脈襟裳国定公園に隣接すること、保安林、自然度の高い植生、IBAといった重要な自然環境のまとまりの場が存在すること、シマフクロウ、タンチョウといった希少鳥類の生息情報があること、対象事業実施区域内及びその周辺には住居や福祉施設等が存在する

ことを記載しております。

続きまして、1の総括的事項ですが、(1)から(3)の3項目を記載しております。

(1)は、従来の方法書における意見と同様の記載です。

1段落目では、これまでの方法書と同様、今後の事業計画の策定に当たっては、環境影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することを求めています。第2段落では、個別的事項の内容を十分に踏まえ、評価項目分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら各環境要素に係る環境影響について適切な調査、予測及び評価を実施し、事業計画に反映させること、重大な環境影響を回避、十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うことによる環境影響の回避低減を求めています。3段落目では、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合は事後調査を実施することを求めています。

(2)では、えりも町長意見、これまでの知事意見を踏まえ、今後の手続において住民及び関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより相互理解の促進を務めることを求めています。

(3)は、図書の公表についての意見になりますが、本事業は、図書の縦覧期間後も事業者のウェブサイトで印刷やダウンロード可能な状態で公表されており、こうした情報公開は利便性向上などの観点から望ましいことであり、今後も継続した取り組みに努めることを求めています。

続きまして、2の個別的事項についてです。

(1)は、騒音及び超低周波音についてですが、アからウの三つの意見を述べております。

アは、QアンドAでも挙げましたが、施設の稼働に伴う騒音に係る現地調査は2季の実施としているが、測定マニュアルに基づく調査については、同マニュアルに記載のとおり、原則として4季ごとに測定することを求めています。

イは、対象事業実施区域内及びその区域から500メートルの位置に住居または福祉施設が存在していることから、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音及び超低周波音による重大な影響が懸念されるため、風車の配置の検討では、できる限り住居から離隔するなどによる影響の回避または十分な低減を求めています。

ウは、これまでの方法書での意見と同様になりますが、騒音及び超低周波音における心身への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討することを求めています。

(2)は、水質ですが、アとイの二つの意見を述べております。

アは、対象事業実施区域には、さけます増殖事業の実施や保護水面である河川があり、濁水や土砂の流入による影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、水域利用の状況を踏まえた上で水質への影響を回避または十分に低減できるよう環境保全措置を講ずることを求めています。

イは、これまでの方法書での意見と同様、水の濁りに係る環境保全措置について、近年増加している局所・集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとするを求めています。

(3) は、風車の影についてですが、アとイの二つの意見を述べております。

アは、騒音及び超低周波音の意見と同様ですが、住居や福祉施設への風車の影による重大な影響が懸念されることから、風車の配置の検討ではできる限り住居から離隔することなどによる影響の回避または十分な低減を求めています。

イは、施設の稼働による風車の影については、従来の方法書の意見と同様ですが、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になることがあるため、風車の適切な配置や構造の検討を含めて、影響が回避または十分に低減されているかの観点から評価することを求めています。

(4) は、動物についてですが、アとイの二つの意見を述べております。

アは、最近行われることが多くなってきましたコウモリ類の音声モニタリング調査の結果が予測、評価、保全措置の検討に余り活用されていない状況を踏まえ、意見を述べております。ここでは、専門家等の助言を得ながら、風速と気象状況の関係を整理するなどして、バットストライクの影響について適切に予測及び評価を実施することを求めています。

イは、鳥類に関する意見になりますが、風力発電立地検討のためのセンシティブティーマップにおいて、シマフクロウ、オジロワシ及びオオワシの分布情報により特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベルA3及びBに該当すること、専門家等によりクマタカ、タンチョウなどの希少な鳥類の生息情報があること、ハクチョウ類の渡りのルートとなっている可能性が指摘されていることから、バードストライクや移動経路の阻害、生息への影響等について専門家等の助言を得ながら適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

(5) は、植物についてですが、アからウの三つの意見を述べております。

アは、方法書に示されている植物調査の踏査ルートが土地改変の可能性がある区域を網羅されておらず、改変による影響を十分な精度で予測、評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木伐採を予定する場所を網羅するような踏査ルートの再設定を求めています。

イとウは、これまでの方法書と同様となりますが、イでは、現地調査により重要な植物が確認された場合には影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること、ウでは、工事により侵略性の高い外来植物の拡散により周囲の植生に影響を及ぼすおそれがあることから、工事实施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討し、具体的な拡散防止策について準備書に記載することを求めています。

(6) は、生態系についてですが、アとイの二つの意見を述べております。

アは、注目種について、図書の中でその選定根拠の記載が不十分であることから、現地

調査の結果を踏まえ、候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定し、選定の経緯を準備書に記載することを求めています。

イは、これまでの方法書の意見と同様、工事による土地改変や樹木伐採は必要最小限とし、特に植生自然度の高い区域や大径木を含む樹林地については現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で改変の回避を最優先に環境保全措置を検討することを求めています。

(7) は、景観についてですが、アとイの二つの意見を述べております。

アは、対象事業実施区域に隣接する日高山脈襟裳国定公園には複数の眺望点があり、百人浜は対象事業実施区域が近距離に位置すること、えりも岬からは百人浜にかけての海岸沿いに風車が視認される可能性が高いことから重大な影響が懸念されるため、地域住民、観光客、国定公園利用者など、個人、関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、主要な眺望景観への影響が回避または十分に低減されているかの観点から客観的に評価することを求めています。

イは、これまでの方法書の意見と同様、フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じ、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとするとともに、実際の視覚的印象を反映したものとすることを求めています。

(8) は、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

これまでの方法書の意見と同様、対象事業実施区域に近接する百人浜などの人と自然との触れ合いの活動の場について、事業実施に伴う騒音、風車の影、景観変化等による重大な影響が懸念されることから、これらの活動の場の利用状況について十分調査した上で、工事の実施や施設の存在のみならず、施設の稼働による影響も含めて、適切な予測及び評価の実施を求めています。

(9) は、廃棄物等についてです。

これまでの方法書の意見と同様、廃棄物等について、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加え、最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査及び予測を実施することを求めています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○隅田委員 質問です。

資料4-1の質問番号追加8-1の事業者回答の6行目ですが、「また、予測評価に当たっては現在の風力発電機の配置予定地点を除いた重複しないその他地域について累積的影響を考えることになるかと思えます」とありますが、これは意味がわかりません。なぜ現在の風力発電機の配置予定地点を除いたとしているのでしょうか。

これは向こうが決まったらということですか。

○事務局(佐藤専門主任) 基本的には、先行する事業の計画の方が固まっていると考え

ていますので、後発する事業者が累積的影響を検討すると事務局でも考えております。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 私が前回質問したことで、このように質問していただいて、こういうふう
に事業者から回答が得られました。ありがとうございます。図書にも書いてあったので、事
業者もわかっていたと思いますが、調整を行う用意がありますと解釈しました。今後、ど
ちらがどういうふうにするかはわかりませんが、あとは事業者に任せればよいと思
います。

これは議事録に残るだけで問題ないと思いますし、先発、後発の話もよいと思います。

それでは、次の話をします。

答申案（案）について、先ほどの松前町のものと同じですが、鳥類への影響についで
です。

個別的事項の（４）のイですが、ハクチョウは希少種ではありませんけれども、ここに
挙げていないものも含め、バードストライクの問題は取り扱ってほしいので、下から３行
目の「このため、これら鳥類のバードストライク」というところは、「これらの種をはじ
めとする鳥類のバードストライク」という言い方にして、ほかの種も必要に応じて検討し
てもらえるようにしてください。

○事務局（武田主幹） 今の玉田委員のご指摘は了解いたしました。そのように文言を検
討いたします。

○山下会長 ほかにございませんか。

○高橋委員 騒音及び超低周波音についてです。

資料４－１の２６ページの質問番号７－２２についてですが、これは答申文（案）たた
き台のイで読むというイメージでしょうか。

○事務局（武田主幹） ２の個別的事項の（１）のイに対応させております。

○高橋委員 答申としてはそういう書きぶりになるのかと思うのですが、事業者からの回
答を見ると、５００メートルにこだわっているような感じが見受けられます。その根拠と
して苦情云々の報告書を挙げているわけですが、それは何年か前の資料で、今回予定され
ている４、２００キロワットの規模のものは含まれていないのではないかと思います。
そんな中で、それをもって離隔距離は５００メートルでいいですというのは乱暴過ぎるの
ではないかと考えます。

ちなみに、昨年度、石狩市で風力のゾーニングの事業をやったのですが、これは大型の
ものも含めて離隔距離を検討してしまして、それにより１キロメートル程度というような
距離も出てきています。ですから、最後まで５００メートルにこだわっていることが気にな
っていて、もっといろいろな知見を集めて考えていただき、ちゃんと離隔距離を検討し
ていただければと思います。

○事務局（竹澤課長） 我々事務局としても５００メートルの根拠がこれで示されたとは
思っておりません。今回の答申文（案）の中に住居から離隔して影響を十分に回避、低減

してくださいと述べております。また、次の準備書が出てくる段階でどういう配慮がなされているかに注目し、改めて離隔距離の根拠は確認したいと思っております。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 まず、資料4-1の1ページの質問番号2-1についてです。

停電時に発電所の周囲に電力を供給することに対する回答がありますが、これはどの程度具体的なのでしょうか。政府の事業に応募する予定であるとか、そういうことなのでしょう。

○事務局（武田主幹） 我々が事業者質問し、回答を得ているところでは、3次回答の冒頭ですが、現時点では具体的なものではなく、検討段階ですとありますので、あとは事業者がどのように具体的に進めていくのかとなります。これは、アセスの審査項目とは違うのですが、随時確認したいと思います。

○河野委員 もしこれが可能になれば地域住民の方々にとっては非常に安心できるものになるであろうかと思えます。つまり、これまで迷惑の対象であった景観を汚し、騒音を出し、影をちらつかせる発電所が安心の対象に変わるかもしれないということで、そちらの方面の影響の低減につながるのではないかと思うのです。ただ、それはこの中にはきつと盛り込めないでしょうね。

○事務局（武田主幹） あくまでも評価項目を定めた上で環境影響をしておりますので、アセスの審議の中に含まれることは難しいかなと思えます。ただ、おっしゃられたことは重要だと思えます。

○河野委員 これが正しいかはわかりませんが、これらの影響というのは主観的な、精神的なものも多分にあるのかなという気がします。ですから、そういうものがあればいいのかなというコメントでした。

○山下会長 ほかにございませんか。

○白木委員 直接、答申文には関係ありませんが、先ほどの累積的影響に評価にかかわることです。事務局としては後発事業で考えるべきという考えでしたよね。事業者回答の最後に、累積的影響について必要があるようでしたら他事業者と協議、調整を行う用意はあるということですが、事務局としては特に必要がないと考えているのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 現在、必要がないというよりは、将来どのような必要性が出てくるかわからないので、可能性を含めたものだと理解しております。

例えば、進み方によって事業の順番が変わることがありますし、事業者間で調整し、区域のすみ分けを行うようなこともあるかもしれません。ですから、どのような必要性があるかまではこの時点では限定しないつもりでございました。

○白木委員 現時点では事務局としても必要はないということですか。

○事務局（武田主幹） この事業については、後発の日本風力開発の事業が配慮書段階なので、今の時点では、アールイー・パートナーズから累積的影響は行いようがないと考えております。

○白木委員 この事業者回答に対し、そのような考え方を伝える場はあるのですか。

○事務局（武田主幹） そのあたりはQアンドAでと考えております。

○白木委員 後発事業で考えるべきというのは事務局の考え方だけではなく、経済産業省でもそういった考えを示しているのでしょうか。

○事務局（武田主幹） こうすべきという明確化されたものはないですが、当然のことといえますか、現実的な問題としてこのようになると考えております。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 事務局の説明で大体わかりました。多分、後発事業者が、この後、累積的評価をするとき、先発の事業者に照会をかけ、これだけ回答が得られていれば、物を隠さず、ある程度はオープンに協議してもらえると意味の回答だったと受け取ったので、これでいいのではないかと、私は思っています。

○山下会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 ここで非公開審議について確認します。

委員の皆様から希少種に関してご質問やご意見がある場合は挙手をお願いします。

（挙手する者なし）

○山下会長 特にご要望がないようですので、本案件について非公開審議は行わないものとします。

それでは、（仮称）えりも風力発電事業環境影響評価方法書についての答申文（案）についてまとめます。

2ページの（4）の動物のイの下から3行目の「これら鳥類の」というところを「これらの種をはじめとする鳥類の」に変更するということです。

その他最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 ありがとうございます。

では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

これをもって本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（武田主幹） 皆様、本日は、長時間にわたり、三つの事業についてご審議いただき、ありがとうございました。

次回の令和元年度第3回北海道環境影響評価審議会につきましては、少し空きまして、8月1日木曜日14時からかでの2・7で開催する予定です。詳細が決まりましたら改めてご連絡を差し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○山下会長 それでは、本日の審議会を終了します。
お疲れさまでした。

以 上